

建設工事における中間前金払制度の導入について〈概要〉

■目的

本市における建設業を取り巻く厳しい経済環境に鑑み、建設事業者の工事施工に必要な資材調達などの資金需要に対する円滑な資金調達を一層支援するものです。

■中間前金払制度とは

現在、請負代金額 300 万円以上の工事について、その請負代金額の 10 分の 4 以内（限度額 1 億円）において前金払制度を実施しています。

中間前金払制度とは、既に前払金（請負代金額の 10 分の 4 以内）を支出した建設工事において、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、前払保証事業会社の保証を条件に、請負代金額の 10 分の 2 以内（限度額 5,000 万円）の前払金を追加して支出するものです。

■中間前金払のメリット

- ・簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
「部分払」に比べ、発注者、受注者双方の事務を省力化することができます。
- ・円滑な資金供給が図られることにより、資金繰りを改善することができます。
- ・保証料が安いこと
保証料率は、一律 0.065% で当初の前金払の保証料より格段に安い保証料で保証が受けられます。

■対象工事

請負代金額が 300 万円以上の工事

■中間前払金の支払要件

中間前払金は、既に前払金の支払を受けている工事を対象に、次の条件をすべて満たしているときに支払います。

- ・工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ・工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ・既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- ・部分払金の支払いを受けていないこと。

■中間前払金の額

請負代金額の 10 分の 2 以内の額とします。ただし、前払金と合わせて請負代金額の 10 分の 6 を超えることはできません。

■「中間前金払」と「部分払」との選択制

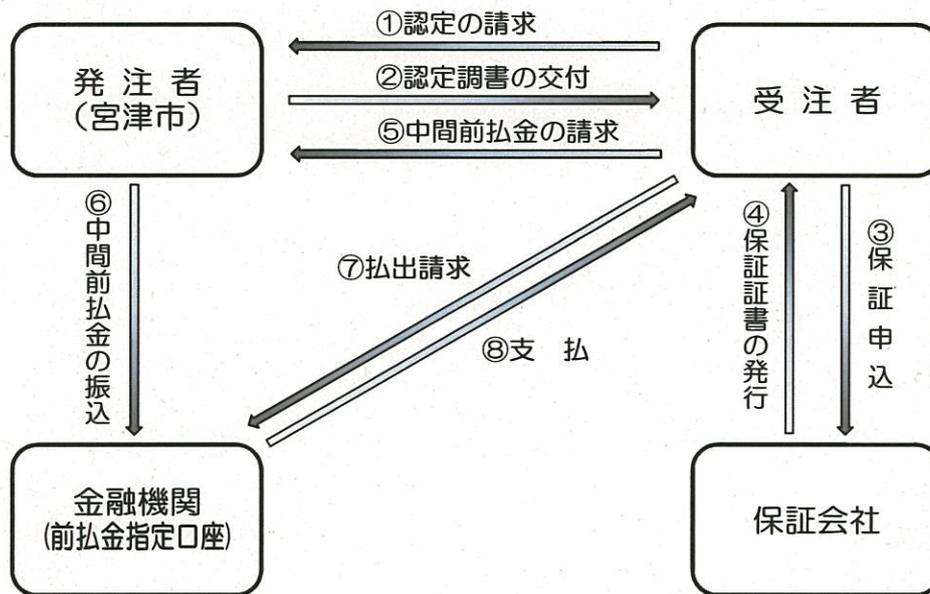
契約後の作業進捗と資金需要に応じて中間前払金と部分払の選択を可能とします。中間前払金を請求した後は、部分払を請求することはできません。また、部分払を請求した後は、中間前払金を請求することはできません。

ただし、受注者の責めに帰すことができない事由によって年度内に完成することができず、繰越となるものについては、中間前払金を請求した場合であっても、出来高部分に応じて年度末に部分払を請求できるものとします。

■実施時期

平成 24 年 12 月 1 日以降に契約を締結した工事から適用します。

◆中間前金払に係る手続きの流れ



①認定の請求

受注者は、中間前金払認定請求書（様式1）に工事請負契約書第11条に基づく工事履行報告書（監督員が確認したもの）を添えて、発注者に提出してください。

②認定調書の交付

発注者は、提出された工事履行報告書に基づき進捗率等の確認を行い、要件を満たしていると認められるときは、中間前金払認定調書（様式2）を受注者に交付します。

③保証申込

受注者は、発注者から交付された中間前金払認定調書を添えて、前払保証事業会社に中間前払保証を申し込んでください。

④保証証書の発行

前払保証事業者は、受注者からの保証申込を受け、中間前払保証証書を発行します。

⑤中間前払金の請求

受注者は、工事中間前払金請求書に中間前払保証証書を添えて、発注者に中間前払金の請求を行います。

⑥中間前払金の振込

発注者は、中間前払金の請求を受けた日から14日以内に、受注者の前払金専用口座に振り込みを行います。

※様式等は、宮津市ホームページ

(<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/~kanri/m/seido/tyuukan.htm>)からダウンロードできます。